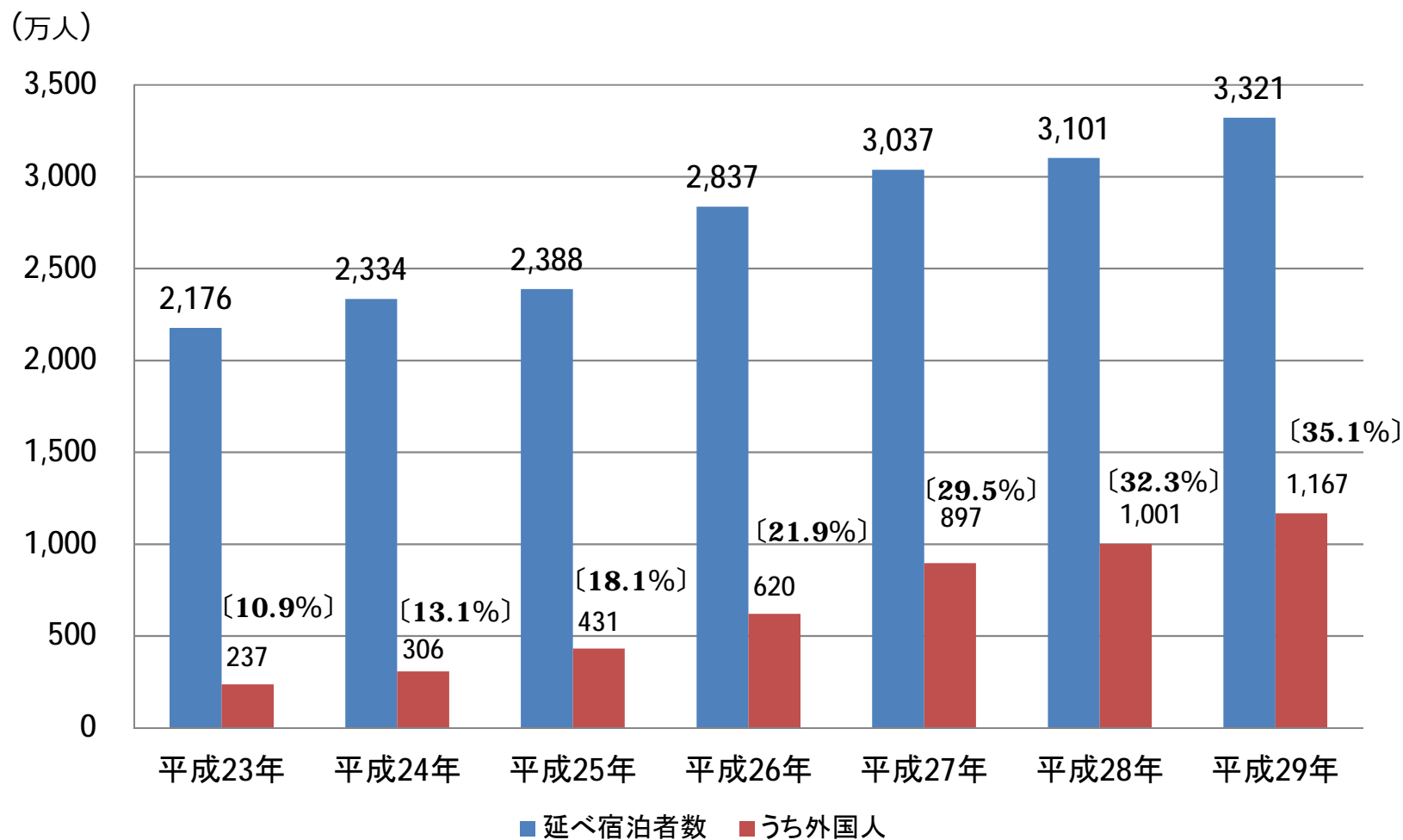


ホテル又は旅館におけるバリアフリー化について

大阪府の延べ宿泊者数の推移

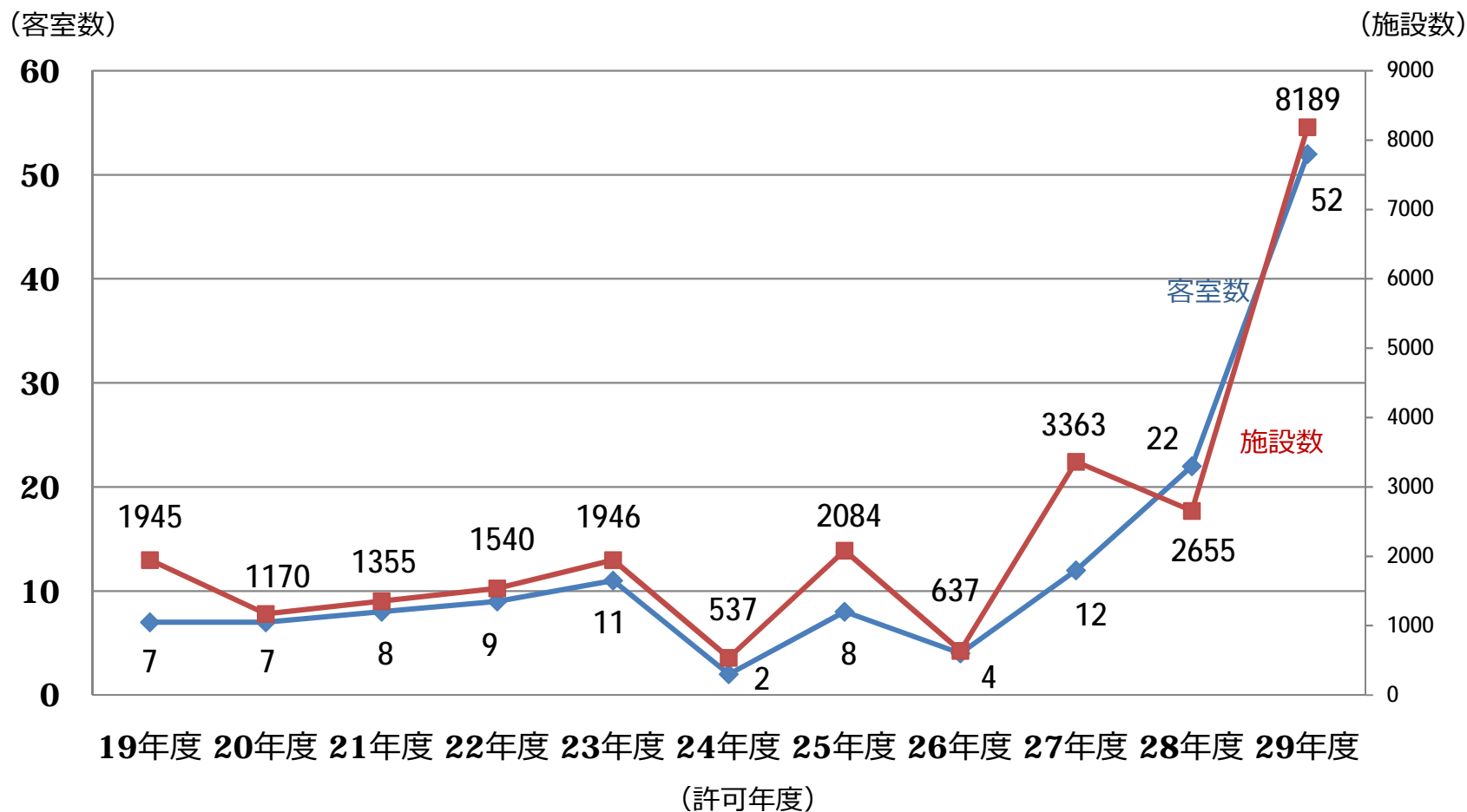
大阪府の延べ宿泊者数は増加。その原因は、外国人の宿泊数の増加による。
(日本人の宿泊数はほぼ横ばい。)



資料：宿泊旅行統計（観光庁）

ホテル・旅館の年度別供給施設数・客室数の推移

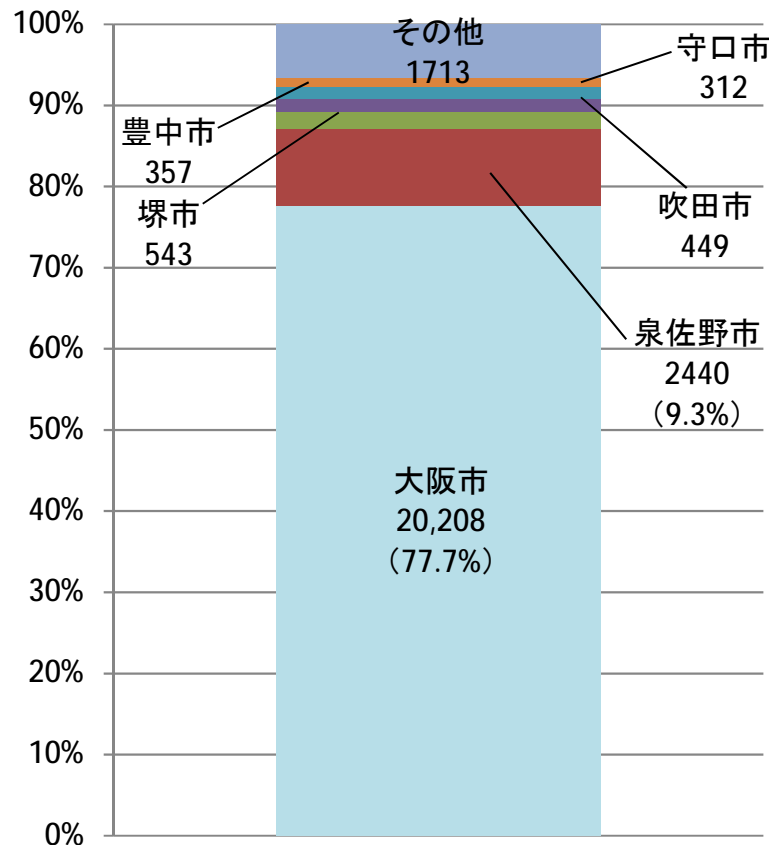
○ 平成27年度から増加が始まり、29年度に急激に許可等件数が増えている。



※平成19年度～平成29年度までに旅館業法の営業許可を受けた50室以上のホテル・客室が対象

ホテル・旅館の供給状況 (平成18年以降に営業開始した50室以上のホテル・旅館の客室数)

- 平成18年以降で基準対象となる50室以上のホテル・旅館は145施設26,022室であり、基準どおりに整備されているとして推計すると、車いす使用者用客室は少なくとも160室（全体の0.6%）整備されている。
- 市町村別に見ると、客室総数は大阪市内が77.7%と一番多く、次に泉佐野市が9.3%となっている。



- ・ 客室総数 **26,022室**
- ・ 車いす使用者用客室（推計） **160室（0.6%）**

※平成18年12月～平成30年3月末までに営業許可した50室以上のホテル・客室が対象

※車いす使用者用客室の推計方法

許可した施設は、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合（50室以上の場合1室）した施設141件と、同法17条に基づく認定を受けた移動等円滑化誘導基準に適合（200室以下は2%、200室を超える分は1%+2室）した施設4件があり、この基準どおり整備されたとして車いす使用者用客室数を算出している。

バリアフリー法のホテル又は旅館の客室の基準

○ 車いす使用者用客室の設置数に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
車いす使用者用客室の設置数	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数50以上:1以上 →客室総数の1/100(1%)以上(2019年9月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 客室総数200以下 :客室総数の1/50(2%)以上 客室総数200超 :客室総数の1/100(1%)+2以上

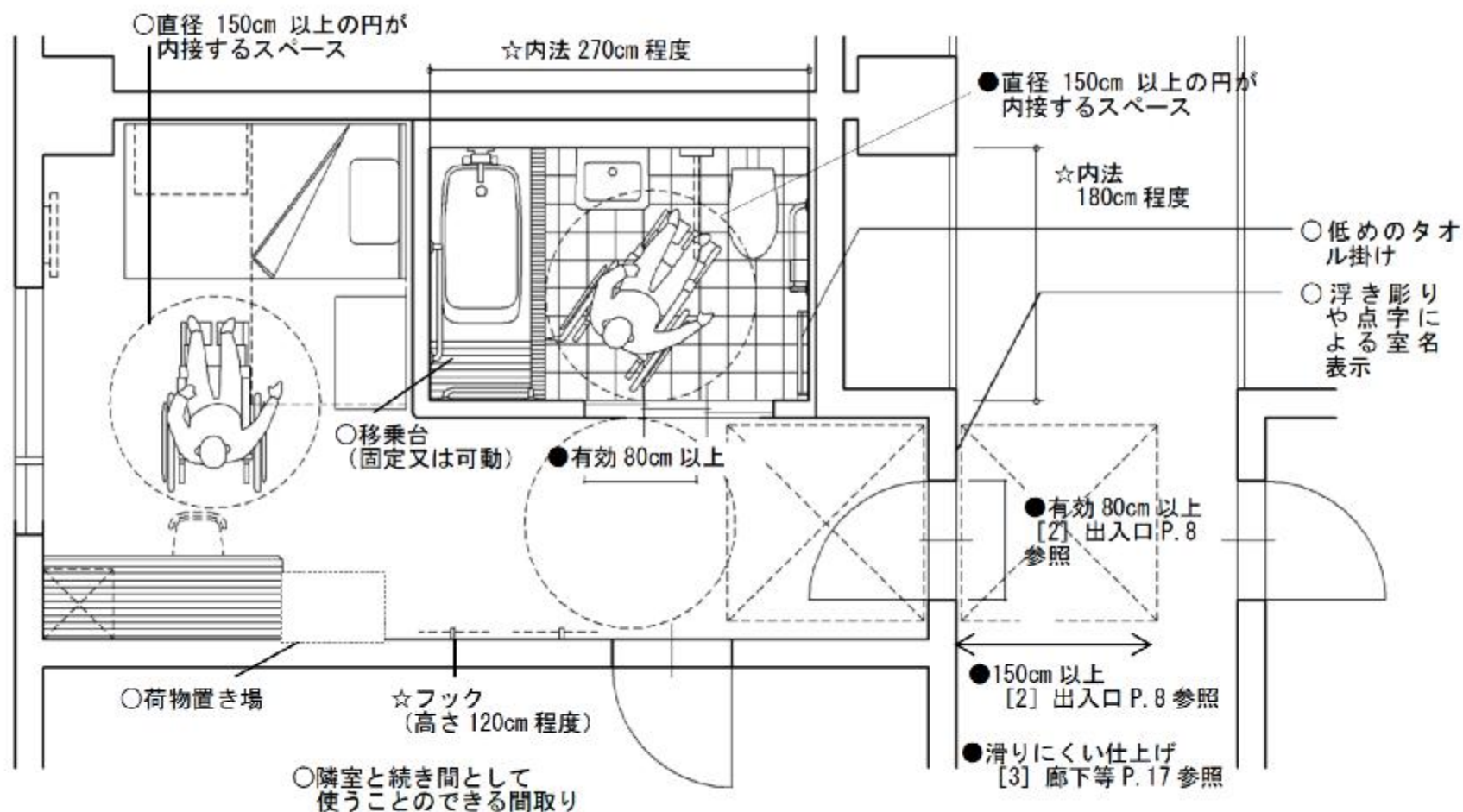
○ 車いす使用者用客室の構造に係る基準

	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅:80cm以上 戸を設ける場合:自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと 	
便所 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 便所内に以下を満たす車いす使用者用便房を設けること <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること 	
車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅:80cm以上 戸を設ける場合:自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと 	
浴室又はシャワー室 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用することができる構造(以下の構造)であること <ul style="list-style-type: none"> 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること 	
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口と同様 	

※1: 当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合を除く。

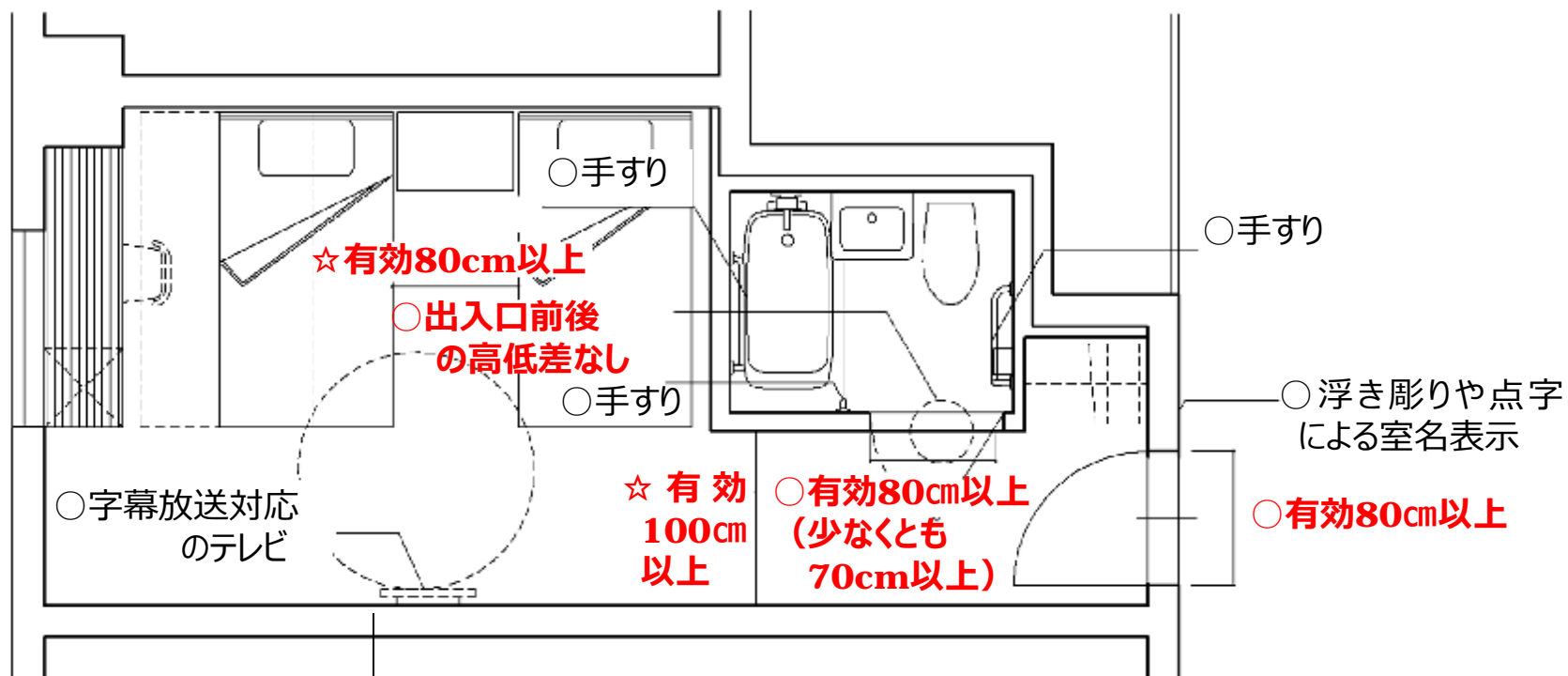
※2: 当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(車いす使用者用浴室等が設けられ、出入口基準を満たすもの)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合を除く。

大阪府の福祉のまちづくり条例ガイドライン BF客室の規定



- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項

大阪府の福祉のまちづくり条例ガイドライン 一般客室の規定



○車いすの回転スペース（直径150cm以上の円）の確保

- 望ましい整備 : 配慮することが望ましい事項
- ☆ 参考となる事項 : 施設の計画・改善を行う際に参考となる事項

※ 太字は東京都基準に該当する箇所

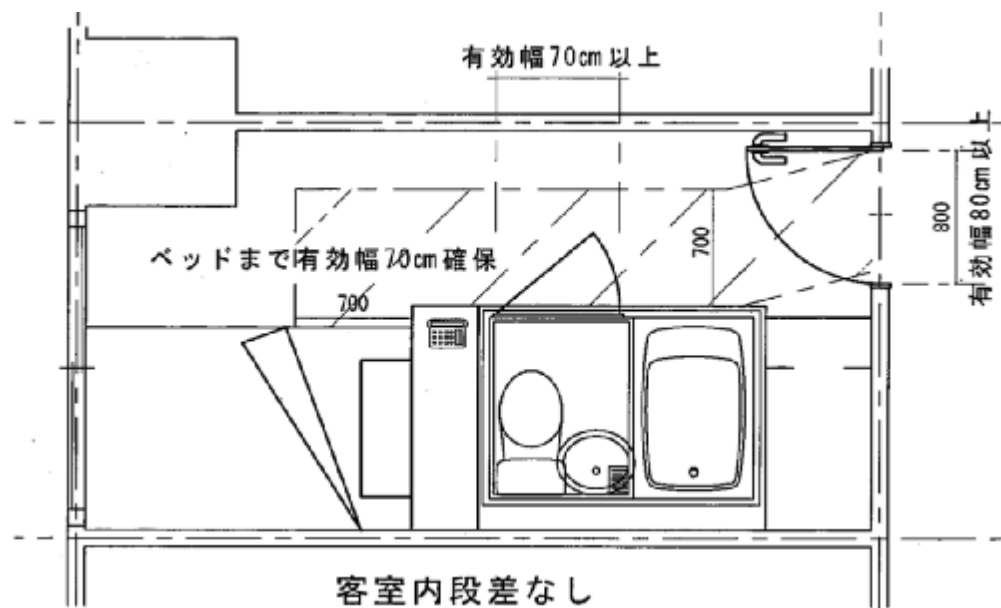
東京都の規定整備の考え方（案）

■ 各客室までの経路

道等から各客室までの経路のうち1以上の経路上に階段又は段を設けない。ただし傾斜路やエレベーター等により階段又は段を解消する場合はこの限りではない。

■ 客室内の基準（和室部分は除く）

- ① 客室の出入口の幅は**80cm**以上
- ② 客室内の便所及び浴室等の出入口の幅は**70cm**以上
- ③ 客室内に階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合は除く。
 - ・ 同一客室内において複数の階がある場合
 - ・ 勾配 $1/12$ を超えず、幅 **70cm** 以上の傾斜路を併設する場合
 - ・ 浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合
- ④ 客室出入口から1のベッド、便所及び浴室等までの経路の幅は**70cm**以上



資料：建築物バリアフリー条例における宿泊施設の規定整備の考え方（案）東京都

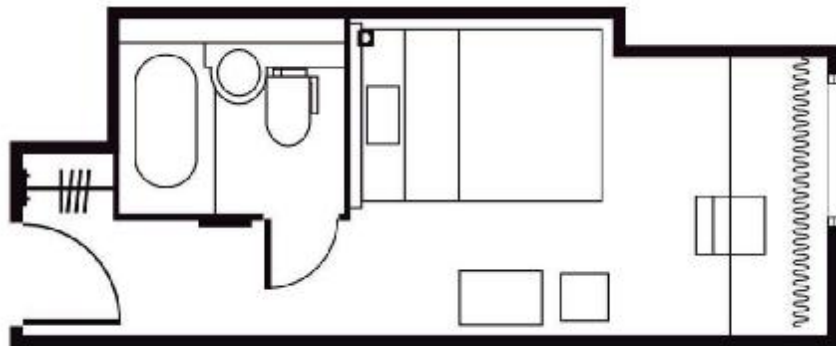
ビジネスホテルにおける東京都基準の適用状況（設計事務所等へのヒアリングによる）①

○ ビジネスホテルのシングル（ダブル）は大きく2タイプあり、それによって対応状況は違う。

① 15㎡以上の中クラスホテル（客室単価1万円前後）【便宜上**エコノミー**と呼ぶ】

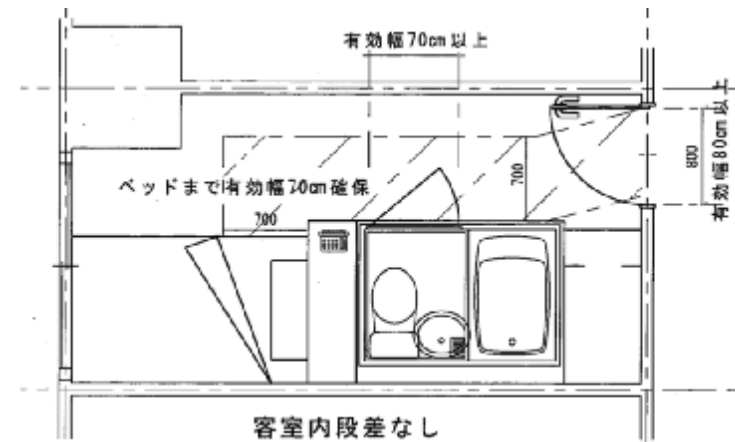
② 12～15㎡未満の格安ホテル（客室単価5千円前後）【便宜上**バジェット**と呼ぶ】

【エコノミータイプの例】



約18㎡

【バジェットタイプの例】 東京都 参考図



約12㎡

■ シングル（ダブル）の各タイプの現状

	エコノミータイプ [°]	バジェットタイプ [°]
料金	1万円前後	5千円前後
面積	15m ² 以上	12～15m ²
間口の大きさ	3m前後	2.5m前後
3点ユニットの大きさ (便所・浴室等)	1.4m×1.8m 浴室と便所を分離するセパレー トタイプもある。	1.2m×1.6m
階高	約3.1m	約2.8m
ベッドの幅	1.4m以上	1.2m

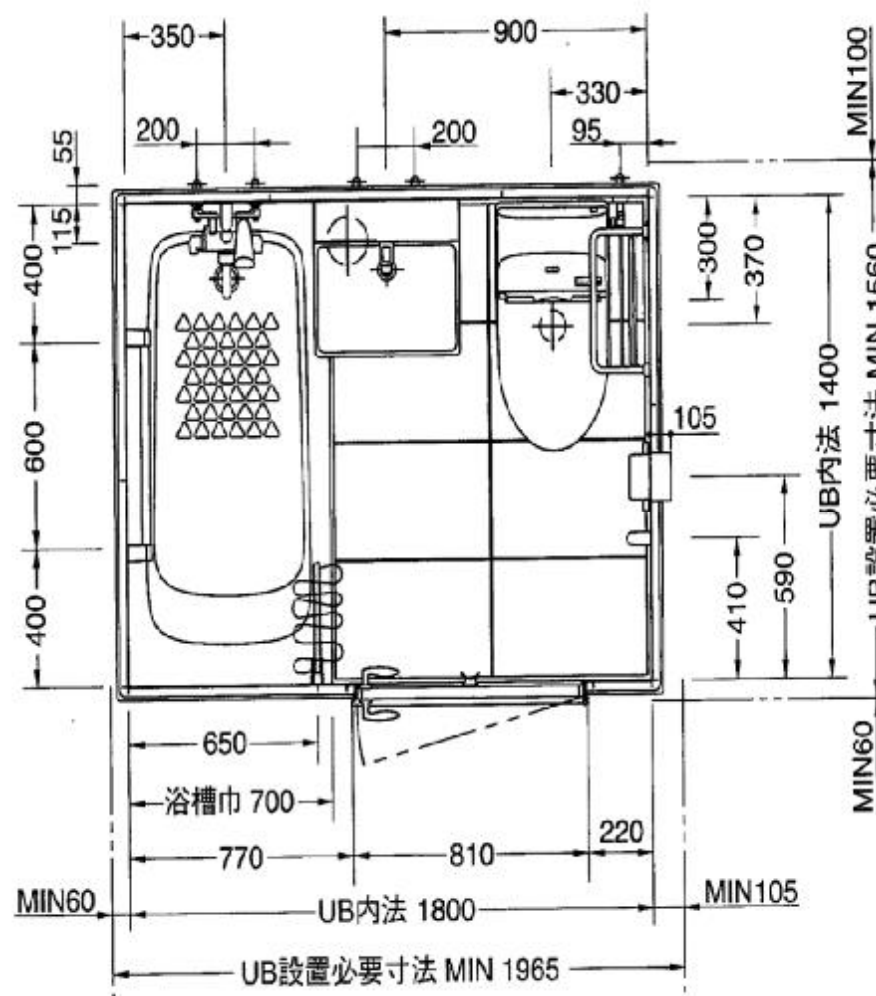
■ シングルの各タイプの東京都基準の対応状況

		エコノミータイプ	バジェットタイプ
客室出入口の幅 80cm以上		現状○→対応○	現状○→対応○
便所・浴室等	出入口の幅 70cm以上	現状×→対応△	現状×→対応△
		14×18の商品化必要	12×16の商品化必要
	段差なし (車いす対応可能)	現状○→対応○	現状×→対応△
		床の落とし込みで対応	階高を上げることが必要
客室出入口から の経路 幅70cm以上	便所及び浴室等まで	現状○→対応○	現状○→対応○
	ベッドまで	現状○→対応○	現状×→対応△
		間口があり対応可	デスクを考慮すると 間口等を広げることが必要

現状の便所及び浴室等の扉を70cm以上としたユニットバスの事例

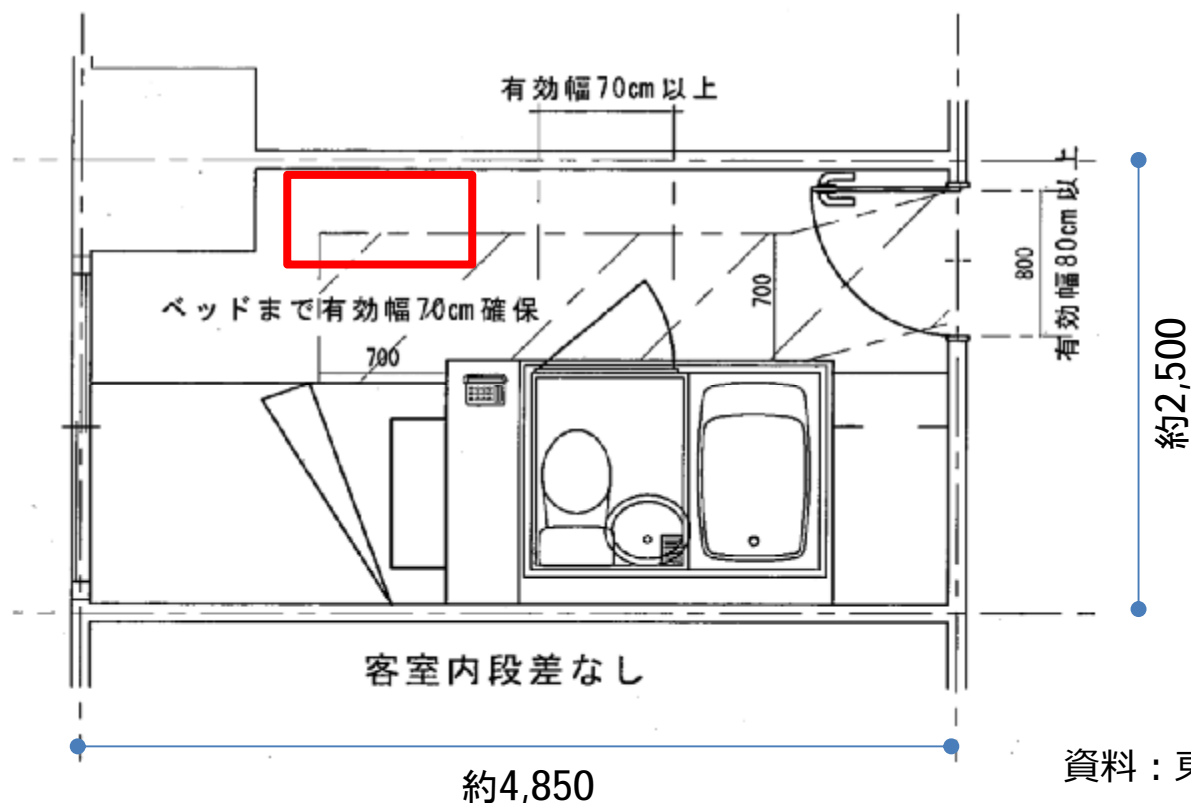
バリアフリー法ガイドライン対応参考プラン

- 有効開口 **70cm**以上確保
- 通路との段差は **2 cm**程度
- 洗面器へもアプローチしやすい
- 手すりの設置
- **1418タイプ**以上で対応可能
- **ユニット価格は通常1216タイプの約1.6倍**
(別途、躯体床の落としこみに伴う費用必要)



ヒアリングを受けての東京都事例についての検証

- 現状では、**12×16**ユニットで出入り口の有効幅**70cm**以上のユニットはない。
- デスク（奥行き**50cm**程度）を想定すると、通路幅**70cm**の確保が困難
→ **間口をさらに広げる必要がある。**
- ユニットとの段差の解消のために、スラブの落とし込みが必要。
→ **通常階高**280cm**を**310cm**程度にする必要がある。**



【事例の仕様】

(バジェットタイプ)

面積 : **12.1m²**

柱形除く : **11.5m²**

便所及び浴室 : **12×16**ユニット

ベッド幅 : **120cm**

デスクなし

資料 : 東京都の資料に基づき大阪府で作成